第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送）

登録申請書作成の手引き

第一種貨物利用運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければなりません。（貨物利用運送事業法第３条第１項）

また、必要事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければなりません。（貨物利用運送事業法第４条第１項）

この手引きは、北陸信越運輸局管内において登録申請する場合について、作成したものです。

一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者については、貨物自動車利用運送専業事業者を利用する場合に登録が必要となります。それ以外の場合は、貨物自動車運送事業法に基づく手続きを行ってください。（貨物利用運送事業法第１９条）

○提出先及び部数について

①提出先は、営業所の所在地を管轄する運輸支局です。

②提出部数は、北陸信越運輸局及び関係運輸支局各１部ずつ

（申請者は、申請者用控として１部）

申請書は、Ａ４版縦、横書、左とじ（袋とじ不可）としてください。

○運賃・料金について

登録通知を受け、運賃料金を設定後、３０日以内に運賃料金設定届出書を提出しなければなりません。（貨物利用運送事業報告規則第３条第１項）

○利用運送約款について

利用運送事業者は、国土交通大臣が公示する「標準利用運送約款」以外の利用運送約款を設定する場合は、認可を受けることが必要です。（貨物利用運送事業法第８条）

○登録免許税について

登録後、北陸信越運輸局から「登録免許税納付通知書」が送付されますので、登録免許税として９万円の納付が必要です。

国土交通省　北陸信越運輸局　自動車交通部　貨物課

〒９５０－８５３７

住　　所　　新潟県新潟市中央区美咲町１－２－１

新潟美咲合同庁舎２号館

電話番号　　０２５－２８５－９１５４

年　　月　　日

北陸信越運輸局長　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　印又は署名

電話番号

第一種貨物利用運送事業登録申請書

この度、第一種貨物利用運送事業を経営したいので貨物利用運送事業法第４条第１項及び同法施行規則第４条第１項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１．氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住　　　　所

氏名又は名称

代 　表 　者

２．主たる事務所の名称及び所在地

別添「事業の計画」のとおり

３．営業所の名称及び所在地

別添「事業の計画」のとおり

４．事業の経営上使用する商号

別添「事業の計画」のとおり

５．利用運送機関の種類

別添「事業の計画」のとおり

６．利用運送の区域又は区間

別添「事業の計画」のとおり

７．業務の範囲

別添「事業の計画」のとおり

添付書類

１．事業の計画

２．利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関す

る契約書の写し又はこれらの案

（契約書案の場合は、登録日までに（新設法人の場合は、会社設立後速や

かに）契約書の写しを提出）

３．貨物利用運送事業の用に供する施設（営業所及び貨物の保管体制を必要と

する場合にあっては保管施設）に関する事項を記載した書類

イ　営業所等の使用権原を有することを証する書面（宣誓書）様式例１

ロ　都市計画法等関係法令に抵触しないことの書面（宣誓書）様式例２

４．既存の法人にあっては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄付行為及び登記事項等証明書

ロ　最近の事業年度における貸借対照表

ハ　役員又は社員の名簿及び履歴書

５．法人を設立しようとするものにあっては、次に掲げる書類

イ　定款（商法の規定により認証を必要とする場合にあっては、認証のあ

る定款）又は寄付行為の謄本又はこれらの案（定款又は寄付行為の案

の場合は、認証後速やかに定款又は寄付行為の謄本を提出）

ロ　発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

ハ　設立しようとする法人が株式会社である場合にあっては、株式の引受

けの状況及び見込みを記載した書類

６．個人にあっては、次に掲げる書類

イ　財産に関する調書

ロ　戸籍抄本

ハ　履歴書

７．法第６条第１項第１号から第５号までのいずれにも該当しない旨を証する

書類（宣誓書）様式例３ （役員全員分）

事業の計画

１．利用する運送事業を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要

氏名又は名称

住　　　　所

□ 貨物自動車運送事業者 ・ □ 貨物利用運送事業者

２．保管施設の概要（必要としない場合にあっては、「必要なし」と記載。）

所 在 地

面　　積

構　　造

付属設備

３．主たる事務所の名称及び所在地

名　　称

所 在 地

４．営業所の名称及び所在地

名　　称

所 在 地

５．事業の経営上使用する商号（ない場合は、「なし」と記載。）

６．利用運送機関の種類

貨物自動車運送

７．利用運送の区域又は区間

８．業務の範囲

一般事業

９．適用する利用運送約款

□ 運輸省告示第579 号（平成2年11月26日）による標準貨物自動車利用運送約款

□ 運輸省告示第580 号（平成2年11月26日）による標準貨物自動車利用運送（引越）約款

□ 上記以外の利用運送約款

※ □印のある箇所は、□にレ点を記入し選択してください。

様式例１

北陸信越運輸局長　殿

宣　　　誓　　　書

貨物利用運送事業法第４条第２項及び同法施行規則第４条第２項第３号に

規定する事業計画のうち、営業所等の施設について、使用権原を有している

ことを宣誓いたします。

　年　　月　　日

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名 　　　　　　　　　　　　　　　印又は署名

様式例２－１（保管施設を必要としない場合）

北陸信越運輸局長　殿

宣　　　誓　　　書

貨物利用運送事業法第４条第２項及び同法施行規則第４条第２項第３号に

規定する事業計画のうち、営業所等の施設について、都市計画法等関係法令

に抵触しないことを宣誓いたします。

　　　　　年　　月　　日

　　 住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印又は署名

様式例２－２（保管施設を必要とする場合）

北陸信越運輸局長　殿

宣　　　誓　　　書

貨物利用運送事業法第４条第２項及び同法施行規則第４条第２項第３号に

規定する事業計画のうち、営業所等の施設について、都市計画法等関係法令

に抵触しないことを宣誓いたします。

また、保管施設については、貨物利用運送事業を遂行する上で適切な規模、

構造及び設備を有するものであることを宣誓いたします。

　　　　　年　　月　　日

　　 住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印又は署名

様式例３

　北陸信越運輸局長 殿

宣　　　誓　　　書

　　貨物利用運送事業法第６条第１項第１号から第５号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

　　もし、この宣誓が事実と相違した場合は、いかなる処分を受けても異議申し立ていたしません。

　年　　月　　日

住　所

氏　名 　　　　　　　　　　　　　　　印又は署名

住　所

氏　名 　　　　　　　　　　　　　　　印又は署名

住　所

氏　名 　　　　　　　　　　　　　　　印又は署名

（ 参 考 ）

利用運送契約書

貨物自動車運送事業を営む　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という）

と利用運送事業を営む　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）との

間において、運送及び利用運送業務について次のとおり契約を締結する。

第１条（契約の範囲）

荷主の要求による運送並びに利用運送の業務について、甲は運送にあたり、

乙は利用運送に従事するものとする。

第２条（貨物の受渡方法及び運送責任の分野）

貨物の甲乙両者における発着扱いは、送り状を照合して受渡しする。

発送貨物は、乙が甲に引渡たるときより甲の責任とする。

到着貨物は、自動車より取卸し、甲が乙に引渡たるときより乙の責任とする。

甲は、運行休止又は欠行する場合は、乙に事前に通知する。

第３条（荷主に対する責任、損害賠償の範囲）

貨物事故の損害は、その荷主に対して、甲並びに乙、両者責任分野によって、

その責を負い、損害の範囲は、運送約款並びに利用運送約款によるものとする。

甲乙共に故意又は重大なる過失ある事項に関しては、前項の規定に拘わらず、

各々その責任を負うものとする。

第４条（事故の処理）

貨物事故の処理は、甲乙協議の上、これを行うものとする。

第５条（運送保険）

車両及び積荷保険の費用は甲の負担とする。

但し、荷主の要求にて付した運送保険は、その申込みを受けたる甲又は乙に

て取扱うものとする。

第６条（運送順位）

法令に定めない限り、貨物の運送は受付順位によるものとする。

第７条（運賃・料金の支払い）

乙が甲に対して支払う運賃・料金は、甲が関係運輸局に届出た貨物自動車運

送事業運賃料金表によるものとする。

第８条（運賃及び料金の決済）

貨物運賃及びこれに付随する料金の請求は、毎月　　日をもって締切計算を

し、翌月末日までに甲乙にて決済する。

第９条（他者との同種契約）

甲は、乙の営業区域と認められる地区に、乙と同一業務とみなされる業務施

設（直営店、代理店、取扱店、その他）を開設しようとするときは、乙との協

議を要する。

第１０条（契約期間）

本契約は　　　　年　　月　　日より、　　年間効力を有する。

期間満了前　　か月迄に甲乙双方何等意思表示なき場合は、更に１か年間延長

するものとし、以後も同様とする。

第１１条（契約の解除及び更改）

本契約の条項中、契約の継続を不適当と認めたる時は、甲乙協議の上、これを解除又は更改することができる。

以上、この契約締結の証として、契約書２通を作成し、甲乙各々捺印のうえ各１部を保有する。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

年　　月　　日

北陸信越運輸局長　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　印又は署名

電話番号

運賃料金設定届出書

貨物利用運送事業報告規則第３条の規定に基づき、運賃及び料金を設定しま

したので、下記のとおり提出します。

記

１．氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名又は名称

住　　　　所

代表者名

２．設定した運賃及び料金を適用した貨物利用運送事業の種別及び利用運送に

係る運送機関の種類

第一種貨物利用運送事業

貨物自動車運送

３．設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

別紙のとおり

４．設定の実施の日

　　年　　月　　日